

岩手県告示第317号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第513号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方法務局から次のとおり通知があった。

令和7年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、鉾ヶ崎下町、光岸地、熊野町、蛸の浜町、山根町、港町及び臨港通の各一部
- 2 実施した期間 令和6年10月1日から令和7年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量